

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 損害保険ジャパン 株式会社
(2) 代表者氏名 取締役社長 白川 儀一
(3) 住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

- 2 指名停止措置期間 令和7年2月4日 ～ 令和7年5月3日
(3か月)

3 事案の概要

民間企業との保険契約において、他の損害保険会社と共同して、見積保険料を調整することにより保険料の水準を維持し、競争を実質的に制限するなど、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

4 指名停止措置理由

宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表 9（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表 9 >

措置条件	期間
(独占禁止法違反行為) 9 他の機関が発注する物品の調達等又は業務委託に関し、独占禁止法第3条、第8条又は第19条に違反する行為があり契約の相手方とすることが不相当であると認められるとき。	処分を決定した日から 2か月以上24か月以内